

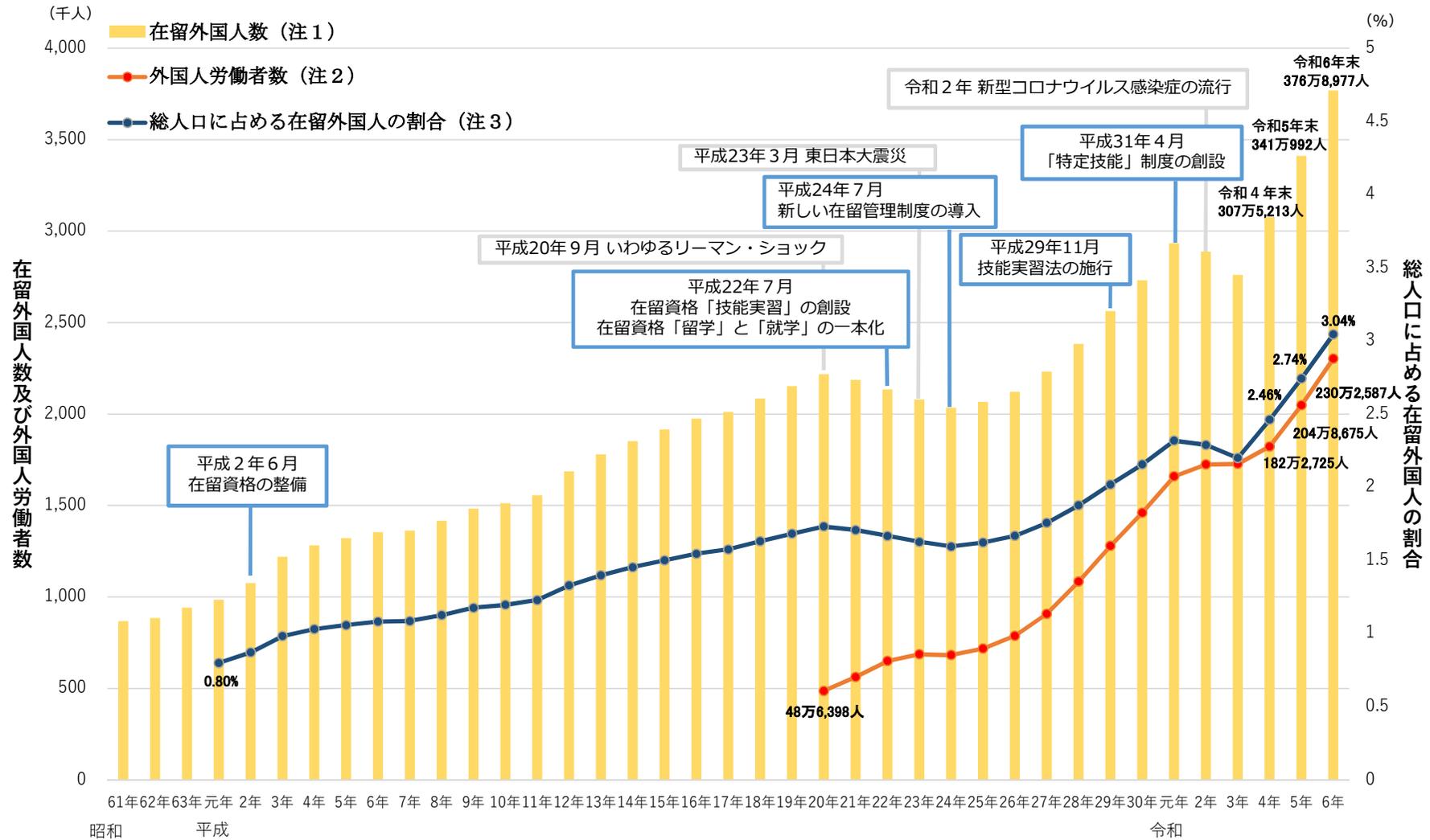
# 出入国在留管理政策懇談会資料

---

## 第6回会合 (在留管理の一層の適正化に向けた検討について)

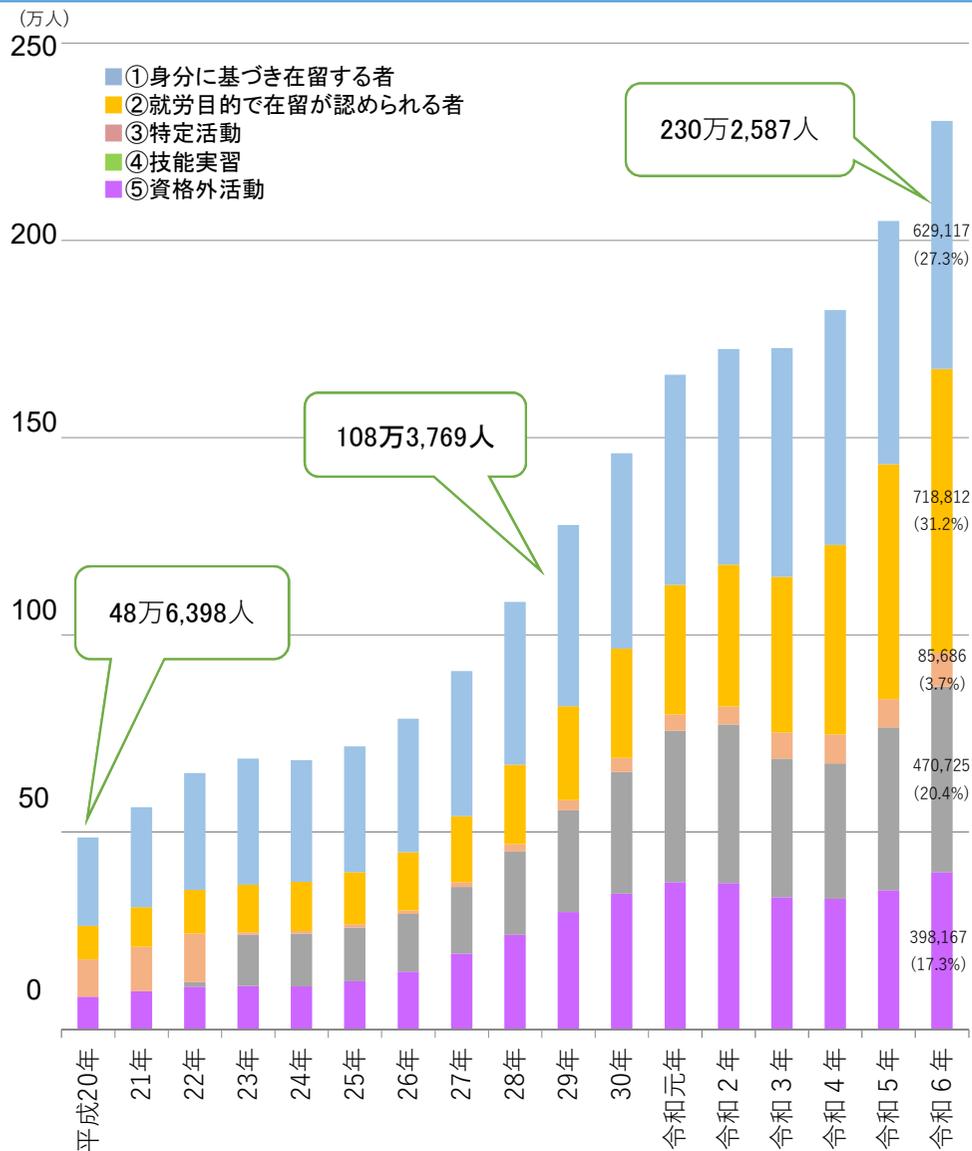
# 概 況

# 在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。  
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)  
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

# 外国人労働者数の内訳



**①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)**  
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

**②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)**  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 (「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」等)  
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**③特定活動 約8.6万人(3.7%)**  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**④技能実習 約47.1万人(20.4%)**  
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)**  
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

# 在留資格一覧表

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職(平成24年)	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護(平成29年)	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能(令和元年)	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習(平成22年)	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（注2）

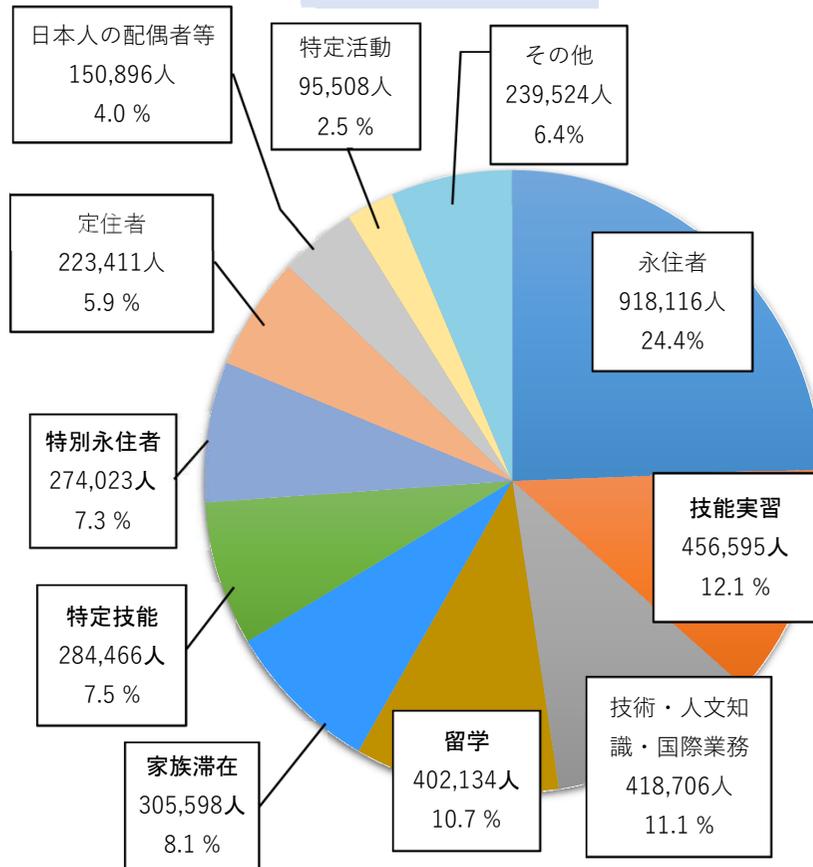
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

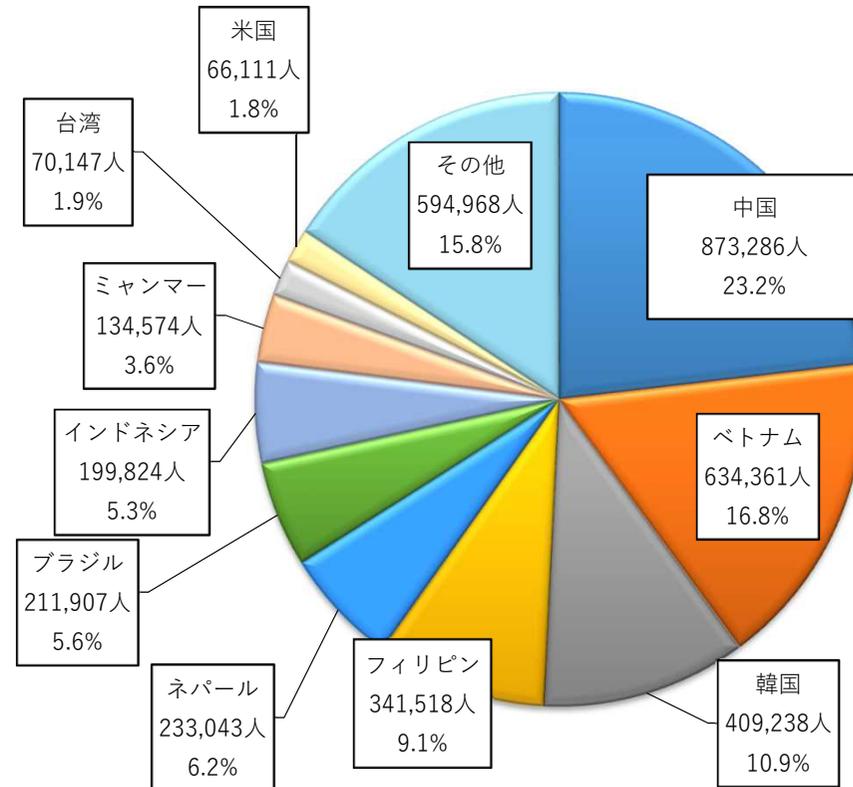
# 在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳 (令和6年末)

在留外国人数（総数） 376万8,977人

在留資格別



国籍・地域別



# 在留資格別 中長期在留者数の推移

	教授	芸術	宗教	報道	高度専門職	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・国際業務・人文知識	企業内転勤	介護	興行	技能	特定技能	技能実習	文化活動	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
19年末	7,354	489	4,285	220	14,924	27,249	145	2,269	1,480	13,331	271,999	18,193	592	2,508	41,692	1,621	410,972	3,013	345,791	1,177	201,423	65,187	793,164	145,254	41,517	204,787
20年末	6,647	448	3,772	215	16,554	27,235	148	2,476	1,337	12,241	283,380	13,415	1,714	1,865	40,491	15,663	378,200	1,280	280,901	174	196,622	103,422	807,517	142,735	42,905	201,329
21年末	6,519	385	3,034	207	15,735	27,197	139	2,482	1,161	12,915	274,740	8,593	3,794	1,564	38,240	49,666	276,123	821	207,830	145	192,184	124,056	831,157	142,044	44,522	198,966
22年末	7,343	502	3,964	210	18,315	31,808	151	2,467	1,314	13,413	311,961	13,011	6,284	2,214	39,775	130,923	324,940	2,400	300,638	497	227,857	83,380	863,936	144,993	46,999	206,938
23年末	7,226	580	4,143	212	23,958	37,510	159	2,547	1,301	14,157	362,346	16,404	9,328	2,505	42,499	208,462	404,556	2,581	340,883	714	266,020	73,774	891,569	148,477	50,995	216,868
24年末	7,488	669	4,805	198	28,708	41,615	159	2,591	1,323	14,929	418,706	18,375	12,227	2,635	46,712	284,466	456,595	2,712	402,134	754	305,598	95,508	918,116	150,896	53,624	223,411

(注1) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

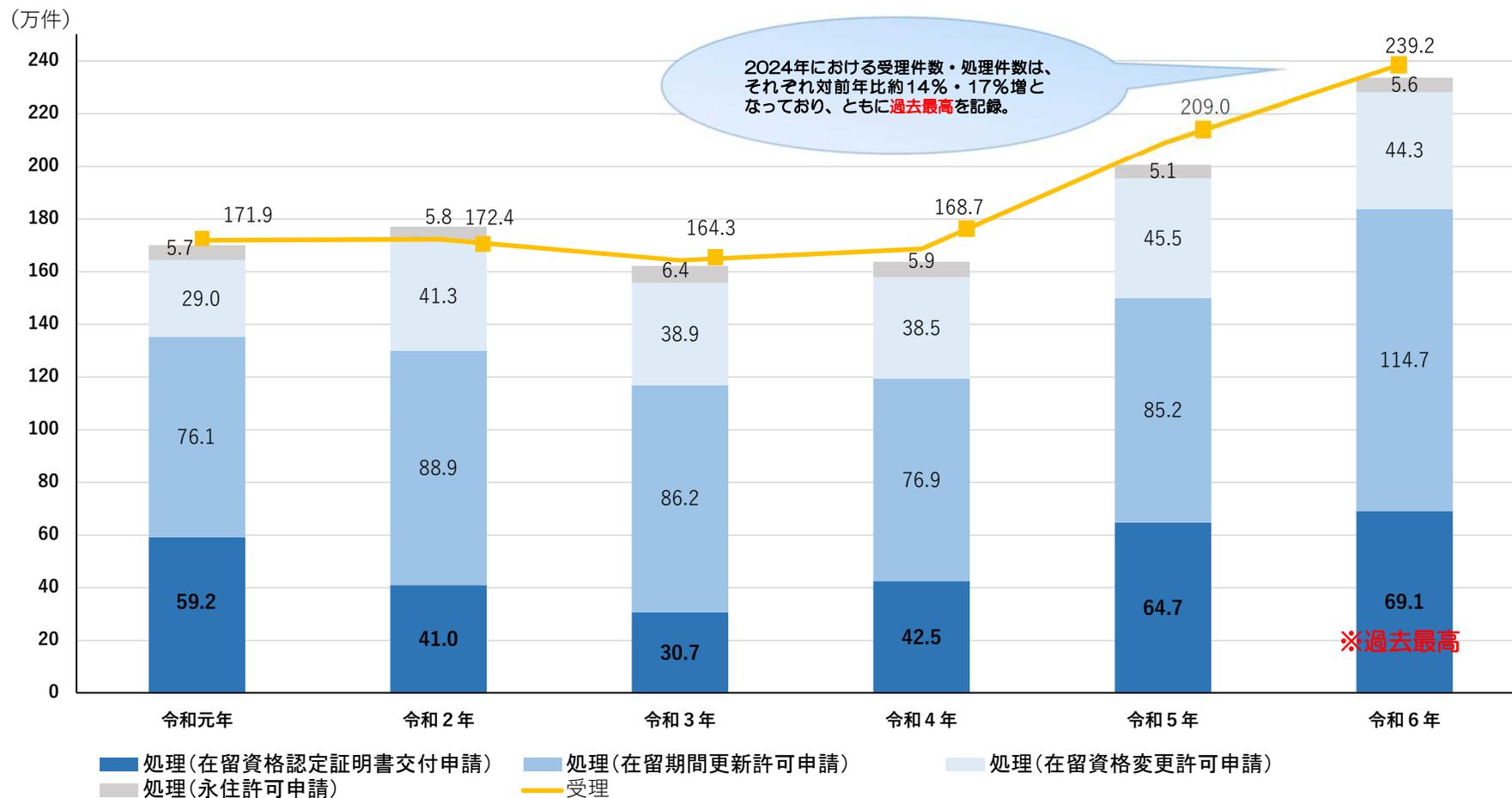
# 在留資格別 新規入国者数の推移

	教授	芸術	宗教	報道	高度専門職	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・国際業務・人文知識	企業内転勤	介護	興行	技能	特定技能	技能実習	文化活動	短期滞在	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
19年	3,185	474	949	69	779	2,237	5	58	364	3,463	43,880	9,964	4	45,486	4,355	563	188,872	3,793	27,810,548	121,637	12,985	31,788	31,712		10,694	1,990	17,515
20年	992	117	329	29	456	1,537	2	38	155	1,280	19,705	3,188	23	7,218	1,729	3,760	83,826	815	3,360,831	49,748	2,392	17,056	7,381	166	6,306	1,151	5,385
21年	921	13	45	19	108	474	1	19	89	2,757	2,532	497	3	1,570	388	1,093	23,423	202	71,771	11,651	179	11,313	3,508	1,861	7,356	1,174	4,677
22年	2,645	280	1,280	44	1,673	4,346	8	57	364	3,041	35,711	7,798	42	24,404	4,075	20,418	179,032	2,784	2,861,731	167,128	3,859	47,389	10,006	4,225	9,143	1,760	13,628
23年	2,423	378	783	30	2,373	5,295	5	82	253	3,454	43,787	8,443	55	33,646	5,269	43,626	183,030	2,850	23,132,035	139,574	10,731	47,989	23,523	4,260	7,965	2,467	13,523
24年	2,606	426	1,373	30	2,175	4,483	5	62	290	3,715	56,532	8,765	54	39,948	6,994	64,626	147,922	3,072	33,358,681	167,087	10,471	50,564	32,042		7,345	1,944	11,248

(注1) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

(注2) 2020年から2023年までの在留資格「永住者」の新規入国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国が困難な永住者に対する特例措置によるもの。

# 在留諸申請（認定・更新・変更・永住）の受理・処理件数の推移



注) 受理件数（折れ線グラフ）は、①在留資格認定証明書交付申請、②在留期間更新許可申請、③在留資格変更許可申請、④永住許可申請の総数であり、当該年に申請を受け付けた新規受理件数である。

# 主な就労資格の審査処理期間の推移

(日数)		令和6年						令和7年						
		標準処理期間	1~3月	4~6月	7~9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
技術・人文知識・国際業務	認定	1~3か月	58.2	71.1	62.1	88.4	74.8	61.8	60.9	54.9	53.8	48.9	64.9	62.8
	更新	2週間~1か月	21.1	41.2	43.6	31.2	26.7	20.2	20.9	17.2	18.8	22.3	29.8	30.2
	変更	1~2か月	26.8	48.9	48.5	34.4	32.1	24.4	30.7	25.9	24.3	25.7	31.3	39.1
経営・管理	認定	1~3か月	81.3	100.2	118.5	145.1	146.0	122.1	115.1	106.2	123.2	96.3	93.7	81.7
	更新	2週間~1か月	31.8	32.3	30.8	30.8	28.1	25.9	29.6	27.2	26.5	28.9	28.7	25.9
	変更	1~2か月	71.8	79.8	75.2	48.7	56.7	61.8	49.3	47.4	46.3	39.8	38.7	45.8
特定技能 (1号)	認定	1~3か月	64.2	72.8	66.9	60.9	58.6	55.1	61.9	58.4	56.8	56.9	63.5	67.0
	更新	2週間~1か月	28.1	33.8	31.6	28.0	28.3	27.3	31.6	28.9	25.9	29.9	32.9	31.3
	変更	1~2か月	39.7	45.8	50.1	46.9	49.7	45.1	44.0	43.8	37.8	36.0	41.7	46.5
高度専門職 (1号口)	認定	10日	26.5	41.1	41.8	70.8	75.5	52.6	49.1	40.6	48.7	47.9	41.4	47.6
	更新	5日	16.5	26.5	43.1	46.7	44.4	27.9	29.5	20.4	23.9	28.8	37.0	31.8
	変更	5日	20.4	28.8	41.8	55.4	47.5	32.8	31.2	28.2	28.0	28.9	34.2	35.1

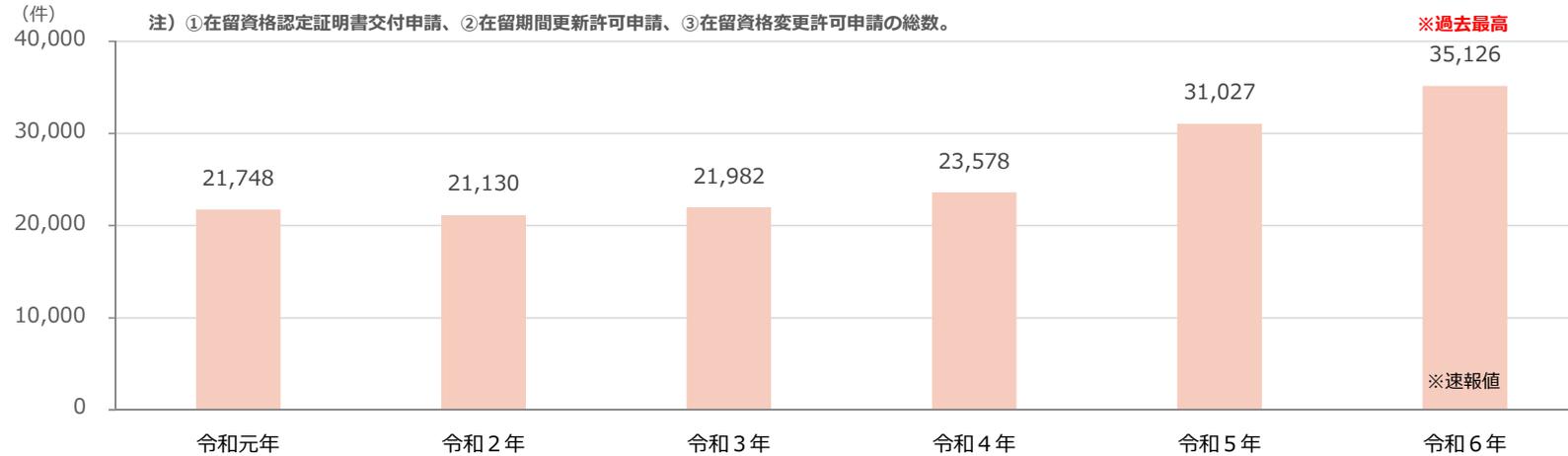
(注1) 在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に係る日数については、「審査終了までの日数」をさす。

(注2) 赤字は標準処理期間を超過した処分（審査終了）までの日数をさす。

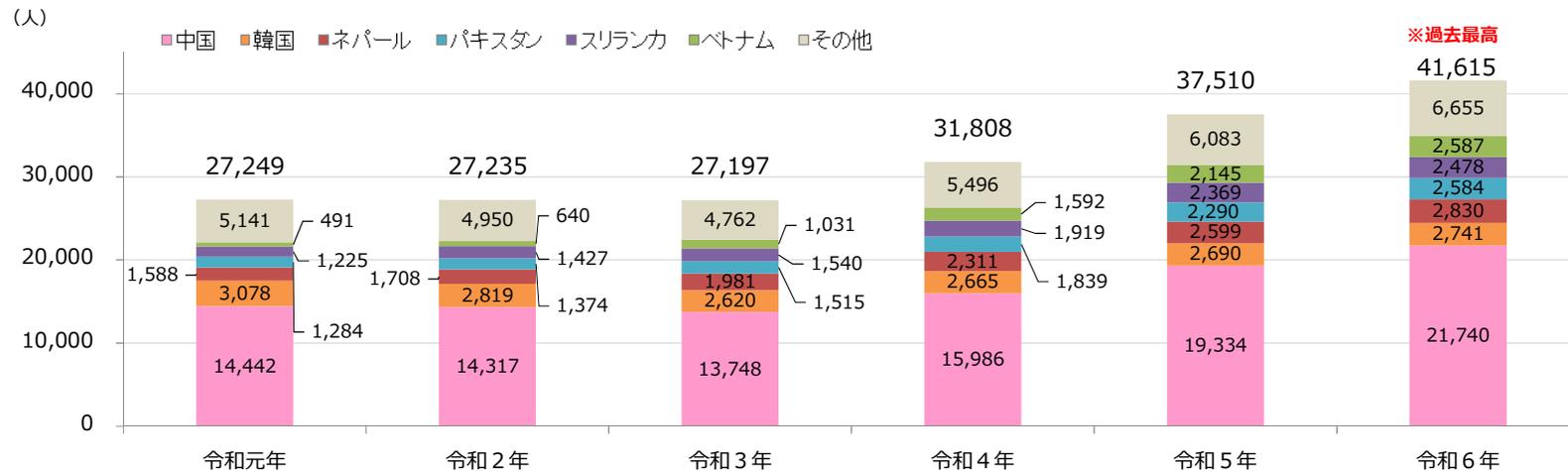
# 「経営・管理」

# 「経営・管理」の在留申請の許可件数・在留外国人数の推移

## 「経営・管理」の在留申請（認定・更新・変更）の許可件数の推移



## 「経営・管理」の国籍・地域別在留外国人数の推移



# 在留資格「経営・管理」

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあつては、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p> <p>二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。</p> <p>ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。</p> <p>三 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

# 「経営・管理」の許可基準の変遷について

昭和26年10月4日  
出入国管理令制定

上記政令第4条第1項第5号において、  
**「本邦で貿易に従事し、又は事業若しくは投資の活動を行おうとする者」**  
を受入れ類型の一つとして規定。

平成元年  
入管法（※1）改正  
上陸基準省令制定

入管法に**「投資・経営」の在留資格が新設**され、上陸基準省令（※2）において経営又は管理に従事する事業の規模に関する基準として、**「二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」**を規定。

平成12年12月  
ガイドライン策定

「投資・経営」の上陸許可基準に規定する事業規模に関し、「二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」の要件の代替要件として**「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上であること」**をガイドラインとして公表。

平成26年  
入管法・上陸基準省令改正

「投資・経営」の在留資格が**「経営・管理」の在留資格に改正**され、外国人又は外国法人による投資の要件がなくなった（※3）。  
なお、上記改正に伴って改正された上陸基準省令において、事業の規模に関し、**「資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること。」**の規定が追加された。

※1：出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

※2：出入国在留管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）

※3：従前の「投資・経営」の在留資格は、外国資本が投下された本邦内の事業に限って、経営・管理を行うことを認める在留資格であり、百パーセント日本資本の企業において事業の経営・管理を行う場合には適用がなかった。

# 諸外国における受入れ制度比較

	韓国① (D-8 (企業投資) ビザ)	韓国② (D-9 (貿易経営) ビザ)	米国 (E-2 (投資家) ビザ)	カナダ (マニトバ州・ 起業家パスウェイ)
資本金の額 (投資額) ※下限	1億ウォン (≒1,000万円)	3億ウォン (≒3,000万円) ※韓国国内の大学で修士以上の学位を取得した者は1億ウォン (≒1,000万円)	・投資先企業の少なくとも50%以上の所有権を示すこと。 ・米国内の企業に相当額の投資をしている又は積極的に投資している最中であること。 ※一般的に少なくとも10万~20万米ドル(≒1,500~3,000万円)を要するとされている。	純資産50万カナダドル(≒5,300万円)に加え、 ・ウィニペグ都市圏所在の事業 25万カナダドル(≒2,700万円) ・都市圏外所在の事業 15万カナダドル(≒1,600万円)
経歴	なし	なし	なし	・学歴：カナダの高等学校卒業資格と同等以上 ・経歴：過去5年間に、事業主等として少なくとも3年間のフルタイム就業経験
雇用義務	なし	なし	なし	少なくとも1人(カナダ国民又はマニトバ州永住者)の雇用創出又は維持
事業分野の制限	制限はないが、飲食業や不動産賃貸、小売業等については慎重に取り扱っている。	なし	なし	以下の分野は対象外 ・在宅ビジネス ・不動産投資、不動産管理 ・レンタル業、リース業等
言語能力	なし	なし	なし	CLB/NCLC 5レベル ※中上級の英語又はフランス語能力

## 諸外国における受入れ制度比較

	英国 (イノベーター・創業者 査証)	フランス① (起業家・自営業ビザ)	フランス② (タレントパスポート)	ドイツ (自営業ビザ)
資本金の額 (投資額) ※下限	なし ※認定機関から事前に事業計画の承認を受けることが必要であり、当該承認申請時の要件に、事業計画に必要な資本を有していることが含まれている。	なし	3万ユーロ (≒約500万円)	なし ※投資額を含む事業の実行可能性については、現地当局が商工会議所協議の上で判断する。 ※法人設立時の最低資本金額として株式会社は5万ユーロ(≒860万円)、有限会社は25万ユーロ(≒4,300万円)と定められている。
経歴	なし ※上記承認申請時の要件に、事業に必要な知識を有していることが含まれている。	事業計画と申請者の経歴が一致していることが必要。	修士以上の学位を取得していること又は5年以上の類似の職業経験	なし
雇用義務	なし	なし	なし	なし
事業分野 の制限	なし	なし	なし	基準はないが、ドイツの経済的ニーズや関心に沿ったものであること。
言語能力	CEFR B2 (英語圏国籍者を除く) ※中上級の英語能力	なし	なし	なし

# 諸外国における受入れ制度比較

	ロシア (普通労働許可)	ニュージーランド (起業家就労ビザ)	シンガポール (ベンチャー企業等経営者 向けビザ)	インドネシア (E28Aビザ)
資本金の額 (投資額) ※下限	○有限会社 最低1万ルーブル (≒1.9万円) ○合資会社 ・公開合資会社：最低10万ルーブル (≒19万円) ・非公開合資会社：最低1万ルーブル	10万NZドル (≒850万円)	10万SGドル (≒1,100万円)	100億ルピア (≒9,000万円)
経歴	なし	なし	なし	なし
雇用義務	なし	なし	更新時には下記を満たすことが必要。 ・更新2回目：現地人材1人 ・更新6回目：現地人材5人	なし
事業分野 の制限	制限はないが、戦略産業に位置づける銀行、報道、燃料やエネルギー、防衛の分野は特別な許可が必要。	なし	なし	なし
言語能力	ロシア語、ロシアの歴史、ロシア法基礎の試験合格証明書の提出を要する。	英語能力を要する。 ・IELTS：4.0以上 ・TOEFL iBT：スコア31以上 ・PTEアカデミック：スコア29以上 等 ※CEFR A2相当（基礎段階の言語使用者）	なし	なし

### 【現状】

- 昨今、「経営・管理」を悪用して日本に移住しようとする外国人に関する指摘があり、実際に、在留審査時に事業実態がないことが判明した事案も散見される。

### 【課題】

- ① 「経営・管理」の上陸許可基準が諸外国の同様の制度に比して緩く、移住するための方法として利用されているとの指摘もあることから、基準の見直しを検討する必要がある。
- ② 「経営・管理」で在留する外国人の活動実態を把握し、在留審査に適切に反映する必要がある。



### 【対応策】

- 課題①：「経営・管理」の上陸許可基準の見直し
- 課題②：在留審査時における実態調査の強化

## 論点

現行の基準においては、事業の規模について、本邦に居住する2人以上の常勤職員の雇用又は資本金等500万円以上のいずれかを満たすことを要件としている。

### ✓ 「資本金等の額」

- ・ 我が国の経済状況、諸外国の制度等を踏まえた資本金等の額の引上げの要否
- ・ 資本金等の額の引上げを行う場合の金額水準

### ✓ 「常勤職員の雇用」

- ・ 雇用促進に資するとともに我が国で円滑に経営活動を行う観点から、資本金等の額とともに、本邦に居住する常勤職員の雇用を必須とすることの適否

### ✓ 「経歴」

- ・ 本邦で適正に経営活動を行う上で申請者本人にどのような経歴が必要か。
- ・ 経営者としての実務経験を学歴によって代替することが可能か。

### ✓ 「その他」

- ・ 他に必要な基準の有無

# 「技術・人文知識・国際業務」

# 在留資格「技術・人文知識・国際業務」

## ○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

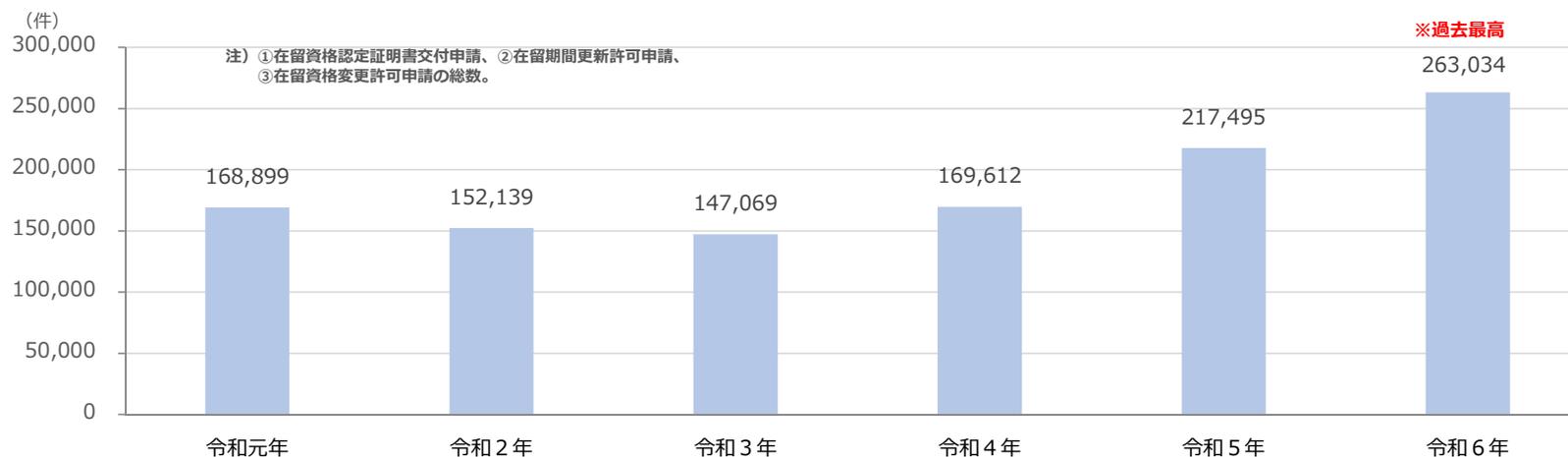
在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

## ○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

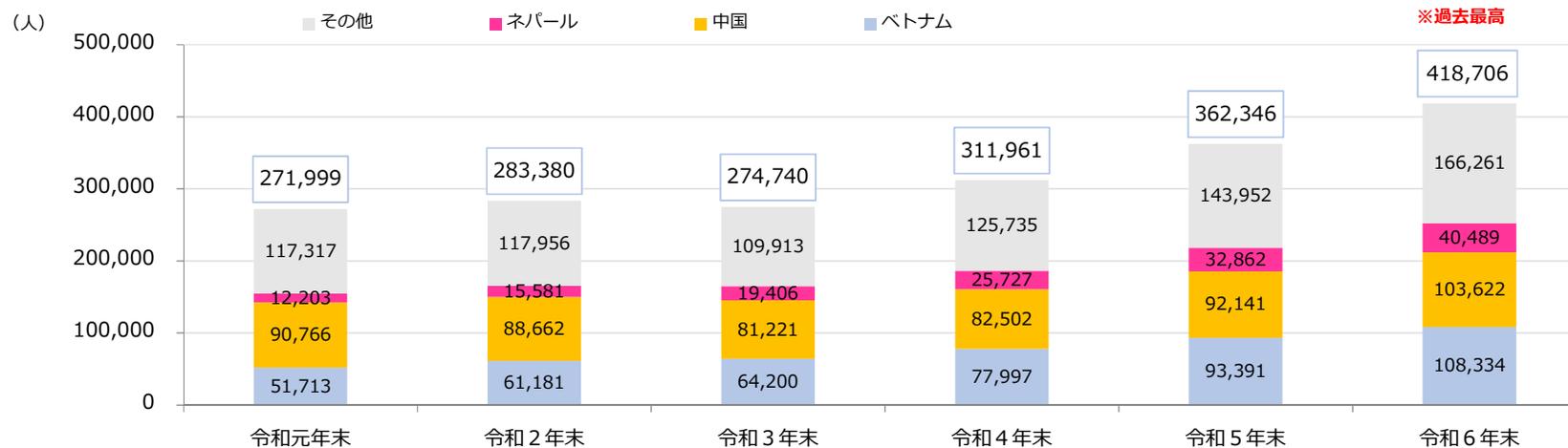
活 動	基 準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九十八条に規定する国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

# 「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請の許可件数・在留外国人数の推移

## 「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請（認定・更新・変更）の許可件数の推移



## 「技術・人文知識・国際業務」の国籍・地域別在留外国人数の推移



## 【現状】

- 「技術・人文知識・国際業務」で在留する者のうち、一定数の者が労働者派遣によって就労しており、その数は増加していると考えられる。  
注1：令和6年末時点で「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する外国人（418,706人）のうち、最新の申請書上に派遣先等機関の記載があったものは約4万3千人（概数）。  
注2：認定証明書・在留許可処分となった「技術・人文知識・国際業務」に係る申請のうち、派遣先等機関の申告がある申請は、令和4年から6年にかけて増加。
- 労働者派遣によって就労する者は、「翻訳・通訳」、「生産管理（機械器具分野）」、「管理業務（総務・人事・労務など）」や「情報処理・通信技術」といった職種に従事している。

## 【課題】

- 労働者派遣によって就労する者のうち、在留申請時に申告のあった「技術・人文知識・国際業務」の活動内容に該当しない就労活動（専門的な技術や知識を要しない現場業務等）に従事していることが判明した事案が複数発生している。

### （パターン1）

所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることを許容する旨説明し斡旋することで、**派遣先の悪意なく**、対象者が現場業務等に従事している場合

### （パターン2）

所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることは許容されない旨説明し斡旋したが、**派遣先が故意に**、対象者を現場業務に従事させている場合

### （パターン3）

所属機関である派遣会社（派遣元）及び派遣先が、在留資格に該当する活動内容や外国人労働者における就労制限等について認識した上で、**双方が故意に**、対象者を現場業務に従事させている場合



いずれも「**不法就労助長罪（入管法第73条の2第1項）**」等に該当するおそれのある事案であり所要の対策を講じる必要がある。

#### （参考）不法就労助長罪

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

## 【問題意識】

- 現状、「技術・人文知識・国際業務」の不適切な労働者派遣の**実態を把握できる仕組みが十分に整っていない。**

※ 雇用状況届出でも派遣先を把握できず、入管庁でも個々人の活動先を十分に把握できていない。



## 【対策案①】 戦略的な実態調査の実施（運用面でのアプローチ）

- 「技術・人文知識・国際業務」の労働者派遣事案の多い地域や職種を中心に実態を把握するため、重点的な体制整備を含め、**戦略的に実態調査を実施。**

## 【対策案②】 事業者等に対する啓発活動（広報面でのアプローチ）

- 「技術・人文知識・国際業務」ガイドライン上で労働者派遣事案に係る不許可事例等を盛り込み、**周知**を実施。
- 「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」等において、労働者派遣事案の**注意喚起**を実施。

## 【対策案③】 所属機関届出による派遣労働時期の把握体制の整備（法令面でのアプローチ）

- 「技術・人文知識・国際業務」等の中長期在留者は、所属機関との契約終了等の事項を所定の期間内に入管庁長官に届け出なければなら  
ないところ、**届出事項に派遣先の事業所や派遣の開始・終了等の事項を加えることで、派遣先における活動の実態を的確に把握できるように**することを検討。

### ○ 中長期在留者の受入れに関する届出について（所属機関による届出）

《出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）》

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する**中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関**その他の法務省令で定める機関（次条第一項に規定する特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、**出入国在留管理庁長官**に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項（※）を届け出るよう努めなければならない。

※ 出入国管理及び難民認定法施行規則において、（所属機関における）**活動内容、受入れ開始年月日、受入れ終了年月日等**を届出の事項として求めることとしている。

### ○ 外国人雇用状況の届出について

《労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）》

第二十八条 事業主は、**新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合**には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名並びに出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する**在留資格**（以下この項及び次項において「在留資格」という。）及び同条第三項に規定する**在留期間**（その者が在留資格を有しない者であつて、同法第四十四条の五第一項又は第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて報酬を受ける活動を行うものである場合にあつては、これらの許可を受けている旨）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を**厚生労働大臣**に届け出なければならない。  
2～4 略

第二十九条 **厚生労働大臣**は、**法務大臣又は出入国在留管理庁長官**から、出入国管理及び難民認定法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規定による通知に係る**情報を提供**するものとする。

# その他

## 在留資格と資格外活動許可

- ・ 我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。
- ・ 本来の活動を阻害しない範囲内で、在留資格で認められた以外の就労活動を行おうとする場合（留学生がアルバイトを行うような場合）には、入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。

## 資格外活動許可の方式

資格外活動許可の方式は、入管法施行規則（法務省令）により、次の二つが定められている。

- ・ 包括許可  
1週について28時間以内（留学の在留資格については、教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店で行うものを除く）
- ・ 個別許可  
地方出入国在留管理局長が、活動を行う機関の名称、所在地及び業務内容等を定めて個々に指定する活動

※ 包括許可における1週28時間の考え方

- ・ 1週28時間は、「1日4時間×7日＝28時間」という考え方に基づき設定
- ・ 資格外活動許可が本来の活動を阻害しない範囲で許可されるものであることから、本来活動が就労活動とならないよう、フルタイム勤務8時間の半分である4時間を算定の基礎とした。

# 公租公課及び医療費不払に対する現状と課題

## 1 在留外国人の税・社会保険料の納付状況の確認の仕組み及び地方自治体との連携について

### 【現状①】

在留資格「特定技能」の場合、在留審査の際に税金・社会保険料両方の納付状況を確認しているが、その他の在留資格については社会保険料の納付状況を確認していない。

### 【課題①】

「特定技能」以外の在留資格についても、在留審査時に社会保険料の納付状況を確認できるようにする必要がある。

### 【現状②】

在留審査における税金の納付状況の確認※は、外国人が提出する公的証明書に基づいて行っている。  
※在留資格「永住者」、「特定技能」及び「高度専門職2号」は社会保険料も含む

### 【課題②】

申請人の負担軽減及び審査の正確性担保の観点から、入管庁が関係行政機関等から電子的に直接情報提供を受けられる仕組みとすることが望ましい。

### 【現状③】

現在運用している「国民健康保険未納者の通報スキーム」は、地方自治体ごとに覚書を締結しているが、1,719の地方自治体のうち、スキームの対象となっているのは68自治体にとどまる。  
※令和7年6月末時点

### 【課題③】

通報スキームに参加する地方自治体を増やしていく必要がある。

(参考) 外国人材の受入・共生のための総合的対応策(抜粋)

施策番号125：(特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり)国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。特定技能外国人に係る法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する。

施策番号175：(特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり)納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、本人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うほか、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることを引き続き検討する。

## 2 医療費の不払問題に係る対応について

### 【現状】

医療費滞納通報スキームに基づき、医療費不払の経歴のある訪日外国人に対する厳格な入国審査を実施しているが、対象となるのは短期滞在者のみである。

### 【課題】

(短期滞在者の医療費滞納通報スキームを除き)前回在留時の医療費の不払状況については、入管庁での審査に活用できる形で把握しておらず、入国・在留審査に反映されていない。



## 現状

特定技能外国人においては、在留期間更新許可又は在留資格変更許可に係る審査（在留審査）の際に、税金と社会保険料の両方に関する納付状況を確認しているが、その他の在留資格の外国人については、税の納付状況は確認しているものの、社会保険料の納付状況については確認していない。

（注）永住許可及び高度専門職 2 号への在留資格変更許可の申請については、税・社会保険料の納付状況を確認している

## 外国人の税・社会保険料の納付義務履行状況に係る確認状況

### ○特定技能制度（在留外国人（総数）約377万人のうち約28万人（7.5%））

【特定技能外国人受入れに関する運用要領】

- ・ 納税義務がある場合には、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価される
- ・ 社会保険についても、保険料を一定程度納付していない場合には消極的な要素として評価される

【外国人が提出する公的証明書】

- ・ 個人住民税の課税・納税証明書
- ・ 給与所得の源泉徴収票の写し
- ・ 税務署発行の納税書（その3）
- ・ 国民健康保険被保険者証の写し
- ・ 国民健康保険料（税）納付証明書
- ・ 国民年金保険料領収書の写し又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）

### ○その他の在留資格（在留外国人（総数）約377万人のうち約229万人（60.8%））

※特別永住者、永住者、高度専門職 2 号及び特定技能を除く

【在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン】

- ・ 納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、履行していない場合には消極的な要素として評価される
- ・ 国民健康保険料など、法令によって納付することとされているものについて、高額未納や長期間未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に扱う

【入管法施行規則第 2 1 条第 2 項別表第三の六下欄】

- ・ 年間の収入及び納税額に関する証明書

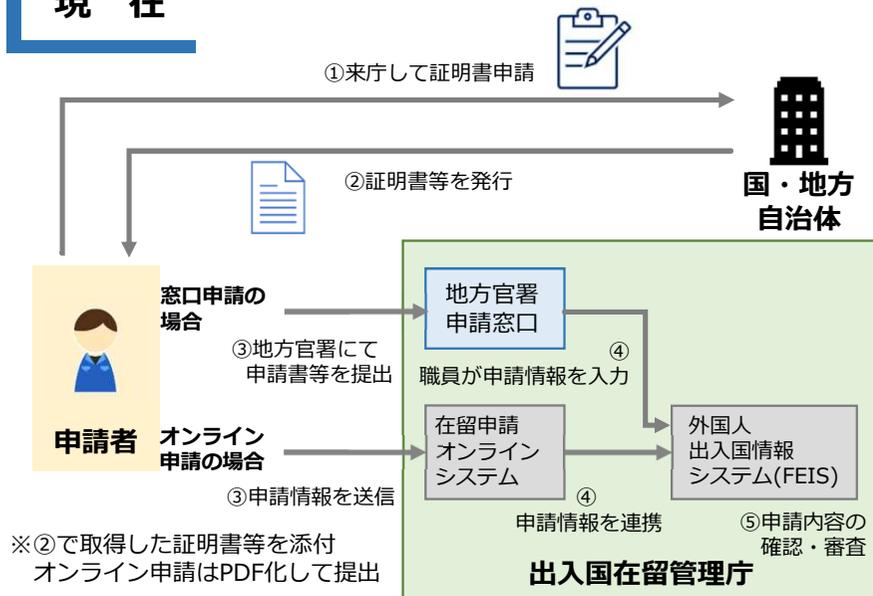
【外国人が提出する公的証明書】

- ・ 個人住民税の課税・納税証明書
- ・ 給与所得の源泉徴収票の写し

# マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（概要）

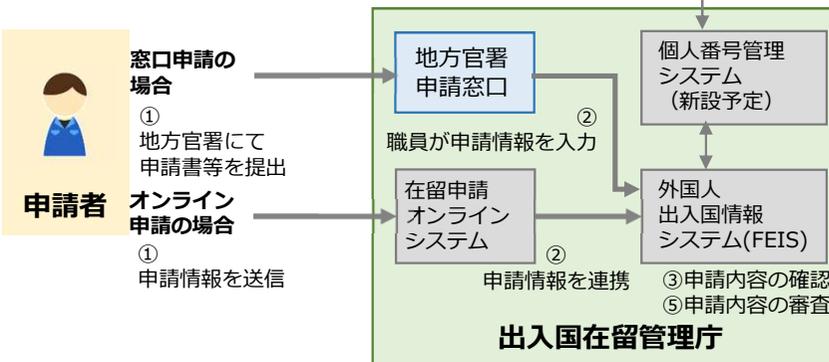
## 在留申請におけるマイナンバーによる情報連携のイメージ

### 現在



### 今後

公共サービスメッシュを用いて情報連携することで、行政機関発行の証明書等の提出が不要となる。



### 情報連携の概要

- 情報連携は、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いて行う。
- 番号利用法の省令やシステム等の整備を行い、令和9年3月の運用開始を目指す。
- 中長期在留者等からの在留申請において、出入国在留管理庁が申請者等のマイナンバーを利用して他の行政機関から情報の提供を受けることが可能となり、申請の際に必要な証明書等の提出が不要となる。
- 他の行政機関からの要求に応じて、出入国在留管理庁からも外国人の出入国情報等を提供することで、当該行政機関が所管する行政手続においても当該外国人は在留カード等の写しの提出が省略される。
- 令和9年3月時点で当庁が提供を受けるのは、住民税課税情報、年金給付関係情報、医療保険被保険者等資格情報、戸籍関係情報等。
- 国民健康保険料の納付情報は、令和9年6月からの情報連携を目指す。

# マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（情報連携項目）

関係機関から提供を受ける情報（令和9年3月から連携開始）		
利用目的	連携先機関	情報連携項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格認定証明書交付申請に係る審査</li> <li>在留資格変更許可申請に係る審査</li> <li>在留期間更新許可申請に係る審査</li> <li>永住許可申請に係る審査</li> <li>在留資格取得申請に係る審査</li> </ul>	法務省民事局	戸籍関係情報
	市町村（総務省）	市町村税情報（課税情報のみ）（本人同意が必要）
	医療保険者、後期高齢者医療広域連合（厚生労働省）	医療保険被保険者等資格関係情報 （在留資格認定証明書交付申請に係る審査を除く）
	厚生労働省、日本年金機構等	年金給付関係情報 （永住許可申請に係る審査を除く）
	市町村（厚生労働省）	国民健康保険料納付状況に係る情報 （令和9年6月から情報連携予定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能所属機関による届出に係る審査</li> </ul>	医療保険者、後期高齢者医療広域連合（厚生労働省）	医療保険被保険者等資格関係情報
	厚生労働省	失業等給付関係情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格取消手続</li> <li>特別永住許可申請に係る審査</li> </ul>	法務省民事局	戸籍関係情報

関係機関に提供する情報（令和9年3月から連携開始）		
主な連携先機関（※1）	利用事務	情報連携項目（※2、3、4）
<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣</li> <li>日本年金機構</li> <li>全国健康保険協会、健康保険組合</li> <li>市長村又は国民健康保険組合</li> <li>後期高齢者医療広域連合</li> <li>共済組合等</li> </ul>	国民年金被保険者資格の確認のための居所等の調査など	出入国関係情報、在留カード関係情報、特別永住者証明書関係情報
	年金受給資格の確認のために必要となる永住許可の事実の確認 など	在留カード関係情報、特別永住者証明書関係情報
	健康保険法による海外療養費の支給決定のための確認など	出入国関係情報

※1 そのほか、国家公務員共済組合連合会（財務省）、独立行政法人日本学生支援機構（文部科学省）、日本私立学校振興・共済事業団（文部科学省）等

※2 出入国関係情報：国籍・地域（最新）、出入国年月日、出入国区分（入国、出国、再入国など）、出入国港

※3 在留カード関係情報：国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間満了日、在留カード番号、在留カード交付年月日、許可の種類、許可の年月日、有効期間満了日、就労制限の有無、資格外活動許可の有無

※4 特別永住者証明書関係情報：国籍・地域、特別永住者証明書番号、交付年月日、有効期間満了日